

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員の育児休業及び介護休業等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構就業規則（以下「就業規則」という。）第47条第1項及び第48条第1項の規定に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の育児休業、介護休業等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めるもののほか、育児休業、介護休業等に関し必要な事項は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）及びその他の法令に定めるところによる。

第2章 育児休業

(育児休業の対象者)

第2条 職員は、その3歳に満たない子の養育を必要とするときは、機構に申し出ることにより育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがある場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、この限りでない。

(1) 育児休業が産前の休暇を始め又は出産したことにより終了した後、当該産前の休暇若しくは出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、又は配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じる場合

(育児休業の申出)

第3条 育児休業をしようとする職員は、育児休業申出書（別記様式第1号）により、育児休業を開始しようとする日の1月前までに機構に申し出るものとする。

2 機構は、前項の育児休業申出書を受理するに当たり、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間等)

第4条 育児休業の期間は、当該育児休業に係る子が3歳に達する日までを限度として、育児休業申出書に記載された期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、機構は育児・介護休業法第6条第3項の規定により、育児休業開始予定日を指定することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、育児休業をしている職員は、育児休業終了予定日の1

月前までに機構に申し出ることにより、当該育児休業に係る子が3歳に達する日までを限度として、当該育児休業の期間の延長をすることができる。

4 育児休業の期間の延長は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の延長をしなければその養育に著しい支障が生じる場合を除き、1回に限るものとする。

5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、育児休業は終了する。

(1) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

(2) 育児休業に係る子が当該職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業をしている職員が産前の休暇、産後の休暇、介護休業又は新たな育児休業を始めた場合

(養育しなくなった場合の届出)

第5条 前条第5項に規定する事由が生じた場合には、育児休業をしている職員は、当該事由が生じた日に養育状況変更届（別記様式第2号）によりその旨を機構に届け出なければならない。

2 第3条第2項の規定は、養育状況変更届について準用する。

(給与等の取扱い)

第6条 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第25条第1項及び第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

3 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その者の俸給月額を調整することができる。

4 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員退職手当規程第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

(職務復帰)

第7条 育児休業の期間が満了したとき又は育児休業が終了したときは、当該育児休業をしていた職員は職務に復帰する。

2 復帰後の所属及び職務については、当該育児休業の開始直前の所属とする。ただし、当該育児休業中に異動が行われた場合には、当該異動後の所属及び職務に復帰する。

(人事異動通知書の交付)

第8条 機構は、次に掲げる場合には、人事異動通知書を交付する。

(1) 職員が育児休業を開始する場合

- (2) 職員が育児休業の期間を延長する場合
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合

(不利益取扱いの禁止)

第9条 職員は、育児休業の申出をし、又は育児休業をしたことにより不利益な取扱いを受けることはない。

第3章 育児短時間勤務

(育児短時間勤務の対象者等)

第10条 小学校就学の始期に達するまでの子（以下「小学校就学前の子」という。）を養育する職員は、機構に申し出ることにより就業規則第34条に定める所定勤務時間を変更し勤務（以下「短時間勤務」という。）することができる。

2 前項の規定による育児短時間勤務のための所定勤務時間の変更は、託児の態様及び通勤の状況等により、就業規則第34条第2項に定める始業及び終業の時刻（以下「始業終業時刻」という。）を変更することにより、1日の所定勤務時間を3時間55分又は4時間55分に短縮することによる。

3 育児短時間勤務をしようとする職員は、育児短時間勤務申出書（別記様式第3号）により、育児短時間勤務を開始しようとする日の1月前までに機構に申し出るものとする。

4 第3条第2項の規定は、育児短時間勤務申出書について準用する。

(育児短時間勤務の期間の延長)

第11条 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）は、当該育児短時間勤務の期間の終了予定日の1月前までに機構に申し出ることにより、当該育児短時間勤務の期間を延長することができる。

2 第3条第2項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。

(育児短時間勤務の終了等)

第12条 次に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、育児短時間勤務は終了する。

- (1) 育児短時間勤務に係る子を養育しなくなった場合
- (2) 育児短時間勤務に係る子が当該職員の子でなくなった場合
- (3) 育児短時間勤務に係る子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなった場合
- (4) 育児短時間勤務職員が産前の休暇、産後の休暇、介護休業又は新たな育児休業を始めた場合
- (5) 育児短時間勤務職員が当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務をする場合
- (6) 育児短時間勤務職員が当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務をする場合

(給与の取扱い)

第13条 育児短時間勤務職員の給与は、俸給及び職員給与規程第2条第2項に定める諸手当(職員給与規程の定めにより、支給の要件を満たすものに限る。)とする。

2 育児短時間勤務職員の俸給は、職員給与規程第11条に定める俸給月額に次の算出率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第10条第2項の規定により変更された1日の所定勤務時間
(以下「変更後の所定勤務時間」という。)

$$\text{算出率} = \frac{\quad}{7.75}$$

3 育児短時間勤務職員の諸手当は、職員給与規程に定めるとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、次の表の諸手当欄に掲げる諸手当は、同表の手当額欄に掲げる額とする。

諸 手 当	手 当 額
地 域 手 当	第2項の規定により算出した俸給及び扶養手当の月額合計額に、職員給与規程第20条に定める割合を乗じて得た額
超過勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に、100分の125を乗じて得た額 ただし、変更後の所定勤務時間を超えて勤務した場合で、その超えた勤務時間とその日における変更後の所定勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務に対する職員給与規程第23条の規定の適用については、100分の125とあるのを100分の100と読み替える。
休日出勤手当	勤務1時間当たりの給与額に、100分の135を乗じて得た額

5 前項に規定する超過勤務手当の支給に係る勤務を行った全時間が一の給与期間において60時間を超えた職員については、その60時間を超えて勤務した全時間(その60時間を超えて勤務した時間について労働基準法第37条第3項に定める職員代表との書面による協定により、当該職員が就業規則第46条の2に規定する代替え休暇を取得した場合は、当該取得した時間に相当するものとして当該協定で定める勤務時間を除く。)に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、1時間あたりの給与額の100分の150を超過勤務手当として支給する。

6 前2項に規定する超過勤務手当及び休日出勤における勤務1時間当たりの給与額は、当該育児短時間勤務が行われなかった場合における俸給及び諸手当を基礎として、職員給与規程第8条の規定により算出される額とする。

7 職員給与規程第5条から第7条まで、第9条及び第10条の規定は、育児短時間勤務職員について準用する。

(準用)

第14条 第5条、第8条及び第9条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

第4章 育児時間

(育児時間の対象者等)

第15条 職員は、1日につき2時間を超えない範囲内で、勤務を行わずに、小学校就学前の子を養育するための時間（以下「育児時間」という。）を取得することができる。

2 育児時間を取得しようとする職員は、育児時間申出書（別記様式第4号）により、育児時間を取得しようとする日の1週間前までに機構に申し出るものとする。

(育児時間の承認)

第16条 機構は、前条の申出があった場合には、速やかに承認の可否を決定し、当該申出をした職員に対し当該決定を通知するものとする。

2 育児時間の承認は、就業規則第34条第2項に定める所定勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

3 第3条第2項の規定は、育児時間申出書について準用する。

(給与の取扱い)

第17条 育児時間を取得し、当該時間を勤務しなかった職員の給与は、職員給与規程第17条の規定を準用し、給与を減額して支給する。

(準用)

第18条 第5条、第9条及び第12条の規定は、育児時間の取得等について準用する。

第5章 育児早出遅出勤務

(育児早出遅出勤務)

第19条 次に掲げる職員は、その子の養育を必要とするときは、機構に申し出ることにより、始業終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げること（以下「早出遅出勤務」という。）ができる。

(1) 小学校就学前の子のある職員

(2) 小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習そ

の他の活動を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員の配偶者で、子の養育のための早出遅出勤務（以下「育児早出遅出勤務」という。）の申出に係る子の親であるものが、次のいずれにも該当する場合は、育児早出遅出勤務をすることができない。

- (1) 職業に就いていない者（育児・介護休業法に基づく育児休業その他の休業により就業していない者及び1週間の所定労働日数が2日以下の者を含む。）である場合
- (2) 心身の状況が申出に係る子の養育をすることができる者である場合
- (3) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定でないか、又は産後8週間以内でない者である場合
- (4) 申出に係る子と同居している者である場合

3 育児早出遅出勤務をしようとする職員は、育児早出遅出勤務申出書（別記様式第5号）により、育児早出勤務を開始しようとする日の1週間前までに機構に申し出るものとする。

4 第3条第2項の規定は、育児早出遅出勤務申出書について準用する。

（準用）

第20条 第5条、第9条、第11条及び第12条の規定は、育児早出遅出勤務について準用する。

第6章 介護休業

（介護休業の対象者）

第21条 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次に掲げる家族（以下「対象家族」という。）の介護をする職員は、機構に申し出ることにより介護休業をすることができる。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係にある者を含む。この項において同じ。）
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 職員と同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫
- (6) 上記以外の家族で機構が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、介護休業をしたことがある職員は、当該介護休業に係る対象家族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該対象家族については、同項の規定による申出をすることができない。

- (1) 当該対象家族が、当該介護休業を開始した日から引き続き要介護状態にある場合（厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除く。）
- (2) 当該対象家族について、既に介護休業及び第26条に規定する介護短時間勤務をした日数を合算した日数（以下「介護休業等日数」という。）が6月に達している場合

- 3 第1項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第12条第2項に定める職員代表との書面による協定（以下「介護労使協定」という。）により介護休業の対象から除外することとされた職員は、介護休業をすることができない。

（介護休業の申出）

第22条 介護休業をしようとする職員は、介護休業申出書（別記様式第6号）により、介護休業を開始しようとする日の1週間前（急な発病など、介護を必要とする状況が突発的に発生した場合には前日。第26条第4項及び第27条第2項において同じ。）までに機構に申し出るものとする。

- 2 第3条第2項の規定は、介護休業申出書について準用する。

（介護休業の期間等）

第23条 介護休業の期間は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日（その日が当該介護休業開始予定日とされた日から起算して6月から、当該職員の当該介護休業申出に係る対象家族について、既に取得した介護休業等日数を差し引いた日数を経過する日より後であるときは、当該経過する日）までの間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、育児・介護休業法第12条第3項の規定により、介護休業開始予定日を指定することができる。
- 3 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了する。
- (1) 介護休業に係る家族を介護しなくなった場合
 - (2) 介護休業をしている職員が産前の休暇、産後の休暇、育児休業又は新たな介護休業を始めた場合

（介護しなくなった場合の届出）

第24条 前条第3項第1号に規定する事由が生じた場合には、介護休業をしている職員は、当該事由が生じた日に介護状況変更届（別記様式第7号）によりその旨を機構に届け出なければならない。

- 2 第3条第2項の規定は、介護状況変更届について準用する。

（準用）

第25条 第6条から第9条までの規定は、介護休業について準用する。

第7章 介護短時間勤務等

（介護短時間勤務）

第26条 対象家族の介護をする職員は、機構に申し出ることにより短時間勤務をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、介護労使協定により介護のための短時間勤務（以下「介護短時間勤務」という。）の対象から除外することとされた職員は介護短時間勤務をすることができない。

- 3 介護短時間勤務のための勤務時間の変更は、始業終業時刻を変更することにより、1日の勤務時間を4時間となるまでの間で必要な時間短縮することによる。
- 4 介護短時間勤務をしようとする職員は、介護短時間勤務申出書（別記様式第8号）により、介護短時間勤務を始めようとする日の1週間前までに、介護を必要とする1の継続する状態について初めて介護短時間勤務の申出をする場合には2週間以上の期間について一括して、機構に申し出るものとする。
- 5 第3条第2項の規定は、介護短時間勤務申出書について準用する。

（介護早出遅出勤務）

第27条 対象家族の介護をする職員は、機構に申し出ることにより、早出遅出勤務（以下「介護早出遅出勤務」という。）ができる。

- 2 介護早出遅出勤務をしようとする職員は、介護早出遅出勤務申出書（別記様式第9号）により、介護早出遅出勤務を開始しようとする日の1週間前までに機構に申し出るものとする。
- 3 第3条第2項の規定は、介護早出遅出勤務申出書について準用する。

（準用）

第28条 第9条、第17条、第23条及び第24条の規定は、介護短時間勤務及び介護早出遅出勤務について準用する。

第8章 超過勤務等の制限

（育児及び介護のための超過勤務の制限）

第29条 3歳に満たない子の養育を行う職員が、超過勤務の制限を機構に申し出た場合には、超過勤務を命じない。

- 2 小学校就学前の子の養育を行う職員であって育児・介護休業法第17条第1項の規定に該当する職員又は対象家族の介護をする職員であって育児・介護休業法第18条第1項の規定に該当する職員が、超過勤務の時間を短いものとするを機構に申し出た場合には、1月に24時間、1年に150時間を超えて超過勤務を命じない。
- 3 妊娠中又は産後1年を経過しない職員等から請求があった場合には、超過勤務を命じない。
- 4 超過勤務の制限の申出は、育児超過勤務制限申出書（別記様式第10号）又は介護超過勤務制限申出書（別記様式第11号）により、超過勤務の制限を開始する日の1週間前までに機構に申し出るものとする。この場合において、第1項の規定による申し出に係る期間と第2項の規定による申し出の期間とが重複しないようにしなければならない。
- 5 第3条第2項の規定は、育児超過勤務制限申出書及び介護超過勤務制限申出書について準用する。

（育児及び介護のための深夜勤務の制限）

第30条 小学校就学前の子の養育を行う職員であって育児・介護休業法第19条第1項の規定に該当する職員、対象家族の介護をする職員であって育児・介護休業法第20条第

- 1 項の規定に該当する職員又は妊娠中若しくは産後1年を経過しない職員から請求があった場合には、午後10時から翌日の午前5時までの時間帯に勤務させない。
- 2 深夜勤務の制限の申出は、育児深夜勤務制限申出書（別記様式第10号）又は介護深夜勤務制限申出書（別記様式第11号）により、深夜勤務の制限を開始する日の1週間前までに機構に申し出ることとする。
- 3 第3条第2項の規定は、育児深夜勤務制限申出書及び介護深夜勤務制限申出書について準用する。

（準用）

第31条 第4条、第5条及び第9条の規定は、育児超過勤務制限及び育児深夜勤務制限について、第9条、第23条及び第24条の規定は、介護超過勤務制限及び介護深夜勤務制限についてそれぞれ準用する。

第9章 雑則

（規程の改廃）

第32条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

（実施に関し必要な事項）

第33条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

育 児 休 業 申 出 書

理 事 長 殿	平成 年 月 日
申出者 所 属 氏 名	
下記について、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第3条により、育児休業の申出をします。	
1 申出に係る子	2 申出者以外の子の親
氏 名	氏 名
続 柄	子との同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	就業の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 1の子が生まれていない場合 の出産者の状況	(1) 氏 名 (2) 本人との続柄 (3) 出産予定日 年 月 日
4 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 申出の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 再度の育児休業又は育児休業期間の延長が必要な事情 ()
	既に育児休業をした期間 年 月 日から 年 月 日まで 休業開始予定日の1か月前に申し出て いる ・ いない→申出が遅れた理由 ()
6 備 考	

- 注 ① この申出書は、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- ② 備考欄には、(ア) 申出に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、申出者との続柄及び生年月日、(イ) 申出に係る子が養子の場合については、養子縁組の効力が生じた日、(ウ) 申出に係る子以外について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の申出に係る期間等について記入する。
- ③ 該当する□にはレ印を記入すること。

育児短時間勤務申出書

理事長 殿	平成 年 月 日
申出者 所 属 氏 名	
下記について、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第10条により、育児短時間勤務の申出をします。	
1 申出に係る子	2 申出者以外の子の親
氏 名	氏 名
続 柄	子との同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	就業の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 1の子が生まれていない場合 の出産者の状況	(1) 氏 名 (2) 本人との続柄 (3) 出産予定 年 月 日
4 申出に係る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで
5 申出の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の延長 育児短時間勤務の延長が必要な事情 () 既に育児短時間勤務をした期間 年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () 時 分から 時 分まで 休業開始予定日の1か月前に申し出て いる ・ いない→申出が遅れた理由 ()
6 備 考	

- 注 ① この申出書は、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- ② 該当する□にはレ印を記入すること。

育児時間申出書

理事長 殿		平成 年 月 日	
申出者 所 属			
氏 名			
<p>下記について、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第15条により、育児時間の申出をします。</p>			
1 申出に係る子		2 申出者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5 申出の内容	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午前 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午前 時 分～ 時 分
	休業開始予定日の1か月前に申し出て いる ・ いない→申出が遅れた理由（ ）		
6 備 考			

- 注 ① この申出書は、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- ② 該当する□にはレ印を記入すること。
- ③ 育児時間の承認が、職員からの申出により取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

<p>公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員の育児休業及び介護休業に関する規程第15条第2項の規定に基づき</p> <p><input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 不承認とする</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構 理事長 印</p>	
---	--

別記様式第4号（第15条関係）（裏）

日 付	承認を取り消された時間		時 間 数	申出者 印	決 裁			備 考
	午 前	午 後			事務局長	総務部長	総務課長	
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					
	時 分 時 分 から 分 まで	時 分 時 分 から 分 まで	時間 分					

介護休業申出書

理事長 殿	平成 年 月 日													
申出者 所 属 氏 名														
下記について、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第22条により、介護休業の申出をします。														
1 申出に係る家族の状況														
氏 名														
本人との続柄														
同居の状況														
扶養の状況														
介護を必要とする理由														
2 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで 休業の開始日の1週間前までに申し出て いる ・ いない → 申出が遅れた理由（ ）													
3 期間の通算	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 5px;">1と同じ家族について 既に介護休業・介護短期時間勤務をした期間</td> <td style="padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">期 間 の 通 算</td> <td style="padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">計</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">日</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	1と同じ家族について 既に介護休業・介護短期時間勤務をした期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> </table>	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで	期 間 の 通 算	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">計</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">日</td> </tr> </table>	計	月	日
1と同じ家族について 既に介護休業・介護短期時間勤務をした期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> </table>	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで							
年 月 日から	年 月 日まで													
年 月 日から	年 月 日まで													
年 月 日から	年 月 日まで													
期 間 の 通 算	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">計</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">日</td> </tr> </table>	計	月	日										
計	月	日												
4 1と同じ家族について 介護短期時間勤務をした ことが	ある → 年 月 日から 年 月 日まで ない													
5 備 考														

- 注 ① 「1」の「同居の状況」、「扶養の状況」は、申出に係る家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入すること。
- ② 該当する□にはレ印を記入すること。

介護状況変更届

平成 年 月 日
理事長 殿
所属
氏名
介護休業 次のとおり に係る要介護者の介護の状況について、変更が生じたので届け出 介護短時間勤務 ます。
1 届出の事由
<input type="checkbox"/> 介護休業等に係る要介護者を介護しなくなった。
<input type="checkbox"/> 介護休業等に係る要介護者と職員の親族関係が消滅した。 (消滅の理由：)
<input type="checkbox"/> 同居しなくなった。
2 届出の事由が発生した日
年 月 日

注 該当する□にはレ印を記入すること。

介護短時間勤務申出書

理事長 殿	平成 年 月 日
申出者 所属 氏 名	
下記について、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第26条により、介護短時間勤務の申出をします。	
1 申出に係る家族の状況	
氏 名	
本人との続柄	
同居の状況	
扶養の状況	
介護を必要とする理由	
2 申出に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ） 時 分から 時 分まで
3 申出の内容	<input type="checkbox"/> 介護短時間勤務 <input type="checkbox"/> 介護短時間勤務の延長 介護短時間勤務の延長が必要な事情（ ）
	既に介護短時間勤務をした期間 年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ） 時 分から 時 分まで
	休業の開始日の1週間前までに申し出て いる ・ いない → 申出が遅れた理由（ ）
4 1と同じ家族について介護休業をしたとが	ある → 年 月 日から 年 月 日まで ない
5 備 考	

- 注 ① 「1」の「同居の状況」、「扶養の状況」は、申出に係る家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入すること。
- ② 該当する□にはレ印を記入すること。

介護早出遅出勤務申出書

理事長 殿	平成 年 月 日		
申出者 所 属 氏 名			
下記について、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第27条により、介護早出遅出勤務の申出をします。			
1 申出に係る家族の状況			
氏 名			
本人との続柄			
同居の状況			
扶養の状況			
介護を必要とする理由			
2 申出に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 申出に係る早出遅出勤務の始業終業時刻及び当該時刻とする理由内容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; border-right: 1px solid black;"> 時 分始業 時 分終業 </td> <td style="padding-left: 10px;">【理由】</td> </tr> </table>	時 分始業 時 分終業	【理由】
時 分始業 時 分終業	【理由】		
5 備 考			

注 「1」の「同居の状況」、「扶養の状況」は、申出に係る家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入すること。

- 育児超過勤務制限申出書
 育児深夜勤務制限申出書

平成 年 月 日					
理事長 殿					
申出者 所 属					
氏 名					
<p>下記について，公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員の育児休業及び介護休業等に関する規程</p> <p>（ <input type="checkbox"/> 第29条第1項 <input type="checkbox"/> 第29条第2項 <input type="checkbox"/> 第30条 ）により （ <input type="checkbox"/> 超過勤務制限 <input type="checkbox"/> 深夜勤務制限 ）の申出をします。</p>					
1 申出に係る子	2 申出者以外の子の親				
氏 名	氏 名				
続 柄	子との同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居				
生年月日	就業の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
3 1の子が生まれていない場合の出産者の状況	(1) 氏 名 (2) 本人との続柄 (3) 出産予定 年 月 日				
4 申出の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 超過勤務制限 <input type="checkbox"/> 第29条第2項 に係る制限 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 年 月 日から 年 月 日まで </td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 深夜勤務制限 </td> <td style="vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> 毎 週 () 曜日 <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 超過勤務制限 <input type="checkbox"/> 第29条第2項 に係る制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 深夜勤務制限	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> 毎 週 () 曜日 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 超過勤務制限 <input type="checkbox"/> 第29条第2項 に係る制限	年 月 日から 年 月 日まで				
<input type="checkbox"/> 深夜勤務制限	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> 毎 週 () 曜日 <input type="checkbox"/> その他 ()				
5 備 考					

注 ① この申出書は，申出に係る子の氏名，申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書，母子健康手帳の出生届出済証明書，官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。

② 該当する□にはレ印を記入すること。

- 介護超過勤務制限申出書
 介護深夜勤務制限申出書

理事長 殿	平成 年 月 日									
申出者 所 属 氏 名										
下記について，公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員の育児休業及び介護休業等に関する規程 （ <input type="checkbox"/> 第29条第1項 <input type="checkbox"/> 第30条）により（ <input type="checkbox"/> 超過勤務制限 <input type="checkbox"/> 深夜勤務制限）の申出をします。										
1 申出に係る家族の状況										
氏 名										
本人との続柄										
同居の状況										
扶養の状況										
介護を必要とする理由										
2 申出の内容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 超過勤務制限</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">年 月 日から</td> <td style="width: 60%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 毎日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 深夜勤務制限</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日まで</td> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 毎週（ ）曜日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> その他（ ）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 超過勤務制限	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 深夜勤務制限	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎週（ ）曜日			<input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 超過勤務制限	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日								
<input type="checkbox"/> 深夜勤務制限	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎週（ ）曜日								
		<input type="checkbox"/> その他（ ）								
3 備 考										

注 ① 「1」の「同居の状況」，「扶養の状況」は，申出に係る家族が祖父母，兄弟姉妹，孫である場合に記入すること。

② 該当する□にはレ印を記入すること。